

市第 132 号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第 1 条 横浜市市税条例（昭和25年 8 月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第29条の 4 中「100 分の12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

第29条の 4 の 2 第 1 項第 1 号中「12.1分の 2.4」を「8.4 分の 2.4」に改め、同項第 2 号中「12.1分の 1.2」を「8.4 分の 1.2」に改める。

第71条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ当該 3 輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在地において課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第71条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第71条の 2 中「第 443 条第 2 項」を「第 445 条第 2 項」に改め

、同条を第71条の3とし、第71条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第71条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第72条の6第1項第1号において「車両番号の指定」という。)を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合であって、当該3輪以上の軽自動車の主たる定置場が本

市の区域内に所在するときは、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第72条の次に次の7条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第72条の2 環境性能割の課税標準は、法第450条に規定する3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額(第72条の4において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第72条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に掲げる率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 100分の3

(環境性能割の免税点)

第72条の4 通常の取得価額が500,000円以下である3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収方法)

第72条の5 環境性能割は、申告納付の方法により徴収する。

(環境性能割に関する申告納付)

第72条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- (1) 車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時
  - (2) 3輪以上の軽自動車（前号に掲げるものを除く。）で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
  - (3) 3輪以上の軽自動車（前2号に掲げるものを除く。） 当該3輪以上の軽自動車の取得の日から15日を経過する日
- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該3輪以上の軽自動車の取得者の住所、氏名その他必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に関する不申告等の過料)

第72条の7 市長は、環境性能割の納税義務者又は3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10

0,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合に発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第72条の8 市長は、環境性能割の納税者につき、次のいずれかに該当する事実があると認めた場合は、環境性能割を減免することができる。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けるとき。
- (2) 公益上その他の事由により特に減免を必要とするとき。

- 2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、申請書にその事由を証する書類を添え、納期限内に市長に提出しなければならない。

第73条から第76条までの規定（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に改め、同条第4項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「前各項」を「前3項」に改める。

第77条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第71条第2項」を「第71条の2第1項」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第71条第2項」を「第71条の2第1項」に改める。

第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める

。

第81条の2の見出し中「軽自動車税にかかる」を「種別割に係る」に改め、同条中「（昭和26年法律第185号）」を削り、「現に軽自動車税」を「現に種別割」に、「または」を「又は」に、「かかる軽自動車税」を「係る種別割」に改める。

附則第16条の2の次に次の4条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第16条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第71条から第72条の6までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする

。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第16条の4 軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、第72条の8の規定にかかわらず、神奈川県知事が行うものとする。この場合において、神奈川県知事は、自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を減免するものとする。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付等の特例）

第16条の5 第72条の6の規定による申告納付若しくは報告又は第72条の8第2項の規定による申請については、当分の間、これらの規定中「市長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第16条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第72条の3第1号	100分の1	100分の0.5
第72条の3第2号	100分の2	100分の1
第72条の3第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の第71条の2第3項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項から第4項までを削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例の一部改正）

第2条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例（昭和28年4月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「軽自動車税」の次に

「の種別割」を加える。

第2条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条中「または」を「又は」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第3条第1項及び第2項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第3項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

(横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「附則第17条第1項」を「附則第17条」に改める。

附則第9項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「附則第17条第1項」を「附則第17条」に、「同項」を「同条」に改める。

附則第10項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「附則第17条第1項」を「附則第17条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の4及び第29条の4の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分

の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分、第2条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の横浜市市税条例の一部を改正する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市市税条例（抜粋）

$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（法人税割の税率）

第29条の4 法人税割の税率は、法人税額又は個別帰属法人税額の  
 $\frac{100 \text{ 分の } 8.4}{100 \text{ 分の } 12.1}$  とする。

（法人の市民税の課税の特例）

第29条の4の2 次に掲げる法人（法人税法第4条の7に規定する  
受託法人を除く。以下この項において同じ。）に対する各事業年  
度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用  
して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げ  
る法人の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額  
に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金の額若しくは出資金の額が5億円未満である法人又は  
資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規  
定する相互会社を除く。）  $\frac{8.4 \text{ 分の } 2.4}{12.1 \text{ 分の } 2.4}$

(2) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人  
 $\frac{8.4 \text{ 分の } 1.2}{12.1 \text{ 分の } 1.2}$

（第2項省略）

（軽自動車税の納税義務者等）

第71条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上  
軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動  
の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、  
車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等  
当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ当該3輪以  
上」という。）に対し、主たる定置場所在地において、その所有者  
上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在地において  
に課する。  
課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条  
軽自動車等の売買があった場合において、売主がその軽自動車  
第2項に規定する者を含まないものとする。  
等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収につい  
ては、買主をその軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定によって種別割  
第443条第1項  
軽自動  
車税  
を課することができない者である場合は、第1項の規定にか  
かわらず、その使用者に対して、種別割  
軽自動車税  
を課する。ただし、  
公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。  
(軽自動車税のみならず課税)

- 第71条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等  
の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収につい  
ては、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者  
(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。  
) 又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について  
、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の  
軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車  
税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等が、その製造により取  
得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路  
運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運  
行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得し  
た3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条  
第3項に規定する車両番号の指定(第72条の6第1項第1号にお  
いて「車両番号の指定」という。)を受けた場合(当該車両番号  
の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われ

た場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合であって、当該3輪以上の軽自動車の主たる定置場が本市の区域内に所在するときは、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等の非課税の範囲)

第71条の3 法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車  
第71条の2 法第443条第2項  
等は、次に掲げるものとする。

(第1号から第5号まで省略)

(環境性能割の課税標準)

第72条の2 環境性能割の課税標準は、法第450条に規定する3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額(第72条の4において「通常取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第72条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に掲げる率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車

100 分の 3

(環境性能割の免税点)

第 72 条 の 4 通常 の 取得 価 額 が 500,000 円 以 下 で あ る 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 に 対 し て は 、 環 境 性 能 割 を 課 さ な い 。

(環境性能割の徴収方法)

第 72 条 の 5 環 境 性 能 割 は 、 申 告 納 付 の 方 法 に よ り 徴 収 す る 。

(環境性能割に関する申告納付)

第 72 条 の 6 環 境 性 能 割 の 納 税 義 務 者 は 、 次 の 各 号 に 掲 げ る 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 の 区 分 に 応 じ 、 当 該 各 号 に 定 め る 時 又 は 日 ま で に 、 環 境 性 能 割 の 課 税 標 準 額 、 環 境 性 能 割 額 そ の 他 必 要 な 事 項 を 記 載 し た 申 告 書 を 市 長 に 提 出 す る と と も に 、 そ の 申 告 に 係 る 環 境 性 能 割 額 を 納 付 し な け れ ば な ら な い 。

(1) 車 両 番 号 の 指 定 を 受 け る 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 当 該 車 両 番 号 の 指 定 の 時

(2) 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 ( 前 号 に 掲 げ る も の を 除 く 。 ) で 、 道 路 運 送 車 両 法 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 自 動 車 検 査 証 の 記 入 を 受 け る べ き 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 当 該 記 入 を 受 け る べ き 事 由 が あ っ た 日 か ら 15 日 を 経 過 す る 日 ( そ の 日 前 に 当 該 記 入 を 受 け た と き は 、 当 該 記 入 の 時 )

(3) 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 ( 前 2 号 に 掲 げ る も の を 除 く 。 ) 当 該 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 の 取 得 の 日 か ら 15 日 を 経 過 す る 日

2 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 の 取 得 者 ( 環 境 性 能 割 の 納 税 義 務 者 を 除 く 。 ) は 、 前 項 各 号 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ 、 当 該 各 号 に 定 め る 時 又 は 日 ま で に 、 当 該 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 の 取 得 者 の 住 所 、 氏 名 そ の 他 必 要 な 事 項 を 記 載 し た 報 告 書 を 市 長 に 提 出 し な け れ ば な ら な い 。

(環境性能割に関する不申告等の過料)

第72条の7 市長は、環境性能割の納税義務者又は3輪以上の軽自動車  
の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）が前条の規定  
により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく  
て申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以  
下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合に発する納入通知書に指定すべき納  
期限は、その発する日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第72条の8 市長は、環境性能割の納税者につき、次のいずれかに  
該当する事実があると認めた場合は、環境性能割を減免すること  
ができる。

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けるとき。

(2) 公益上その他の事由により特に減免を必要とするとき。

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、申  
請書にその事由を証する書類を添え、納期内に市長に提出しなけ  
ればならない。

(種別割  
軽自動車税  
の税率)

第73条 種別割  
軽自動車税  
の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し  
、1台について、それぞれ次の各号に定める額とする。

(第1号から第4号まで省略)

(種別割  
軽自動車税  
の賦課期日)

第74条 種別割  
軽自動車税  
の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割  
軽自動車税  
の納期)

第75条 種別割  
軽自動車税  
の納期は、5月1日から同月末日までとする。

(種別割  
軽自動車税の徴収方法)

第76条 種別割  
軽自動車税は、普通徴収の方法により徴収する。

(種別割  
軽自動車税に関する申告義務)

第77条 種別割  
軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節  
本節において「軽自動車等の所有者等」という。)

は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じ、その者の住所を証明すべき書類の提示を求めることができる。

(第1号から第7号まで、第2項及び第3項省略)

4 法第445条の規定により種別割  
軽自動車税を課されない軽自動車等の所有者は、前3項  
前各項の規定に準じて、その旨を市長に申告しなければならない。

(第5項省略)

(種別割  
軽自動車税に関する報告義務)

第77条の2 第71条の2第1項  
第71条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

(種別割  
軽自動車税に関する不申告等の過料)

第78条 市長は、軽自動車等の所有者等又は第71条の2第1項  
第71条第2項に規定する軽自動車等の売主が第77条第1項から第3項まで又は前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合は、その者に対し、100,000

円以下の過料を科する。

(第2項省略)

(種別割  
軽自動車税の減免)

第81条 市長は、種別割  
軽自動車税の納税者につき、次のいずれか  
各号の一に該当  
する事実があると認めた場合は、種別割  
軽自動車税を減免することがで  
きる。

(第1号及び第2号省略)

2 前項の規定により種別割  
軽自動車税の減免を受けようとする者は、申  
請書にその事由を証する書類を添え、納期内に市長に提出しなけ  
ればならない。

(種別割に係る  
軽自動車税にかかる  
証明書の交付)

第81条の2 市長は、2輪の小型自動車又は道路運送車両法(昭和  
26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車(以下この条において「検査対象軽自動車」という。)について現  
に種別割  
軽自動車税の滞納がない場合又は  
またはその滞納していることが天  
災その他やむを得ない事由によるものである場合においては、そ  
の2輪の小型自動車又は検査対象軽自動車に係る種別割  
かかる軽自動車税  
の納税義務者の申請によって、その旨を証する証明書をその納税義  
務者に交付する。

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第71条から第72条の6までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の4 軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、第72条の8の規定にかかわらず、神奈川県知事が行うものとする。この場合において、神奈川県知事は、自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を減免するものとする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付等の特例)

第16条の5 第72条の6の規定による申告納付若しくは報告又は第72条の8第2項の規定による申請については、当分の間、これらの規定中「市長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第72条の3第1号	100分の1	100分の0.5
第72条の3第2号	100分の2	100分の1
第72条の3第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の第71条の2第3項に規定する初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定

による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表省略）

- 2 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	1,000円
第73条第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限

り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	2,000円
第73条第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	3,000円
第73条第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障  
条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における

合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税  
条例の臨時特例に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（この条例の目的）

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条の規定に基づき、軽自動車税の種別割の徴収等について横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の特例を規定することを目的とする。

（軽自動車税の種別割の徴収方法）

第2条 特例法第2条にいう合衆国軍隊の構成員等、契約者又は  
または軍人用販売機関等が所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の種別割については、横浜市市税条例第76条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法により徴収する。

（証紙徴収の手続）

第3条 前条により、証紙徴収の方法により徴収される軽自動車税の種別割の納税義務者は、4月中に、横浜市の発行する証紙を購入してその軽自動車税の種別割を納付しなければならない。

2 前項の規定により、証紙を購入して軽自動車税の種別割を納付しようとする者は、その証紙に徴税吏員の消印を受けなければならない。

3 前2項により証紙を購入して軽自動車税の種別割を納付した者

は、その翌年度分の軽自動車税の種別割を納付する日までの間において軽自動車等を使用する場合には、その証紙を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
呈示しなければ

横浜市市税条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

附 則

（第1項から第7項まで省略）

- 8 平成28年条例附則第17条  
附則第17条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 9 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る平成28年条例附則第17条  
附則第17条第1項の規定の適用については、同条中「同項を受けた月」とあるのは、「同項を受けた月の属する年の12月」とする。
- 10 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る新条例第73条第2号及び平成28年条例附則第17条  
附則第17条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（ 省 略 ）		
平成28年条例 <u>附則第17条</u> <u>附則第17条第1項</u> ——の表以外の部分	第73条第2号	横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月横浜市条例第32号。以下この条において「新

		改正条例」という。) 附則第10項の規定により読み替えて適用される第73条第2号
平成28年条例 <u>附則第17条</u> <u>附則第17条第</u> —の表第73条第2号イの 1項 項	第73条第2号イ	新改正条例附則第10項の規定により読み替えて適用される第73条第2号イ
	3,900円	3,100円
平成28年条例 <u>附則第17条</u> <u>附則第17条第</u> —の表第73条第2号ウの 1項 項	第73条第2号ウ	新改正条例附則第10項の規定により読み替えて適用される第73条第2号ウ
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円